

大阪府知事 吉村洋文 殿

2021年度(令和3年度)

大阪府中小企業政策に関する要望と提言

第五次(最終)案

2020年 月 日

大阪府中小企業家同友会

会 長 堂上勝己

代表理事 仁張正之

代表理事 森嶋 勲

代表理事 山田 茂

〒540-0011

大阪市中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F

TEL 06-6944-1251

FAX 06-6941-8352

<http://www.osaka.doyu.jp>

【はじめに】

私たち大阪府中小企業家同友会は、1958年（昭和33年）設立以来¹、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてまいりました。中小企業家同友会は全都道府県に設立されており、2020年4月1日現在、全国47,466名の会員で構成されています（大阪会員数2,270名）。大阪同友会は1990年度（平成2年度）より毎年、大阪府知事、府商工労働部、府議会議員及び各会派の皆様へ「大阪府中小企業政策に関する要望と提言」を提出し、特に府商工労働部及び各会派の皆様と毎年懇談を重ねています。

さて中小企業家同友会は、「金融アセスメント法」制定のため、2001年から全国的に運動を展開しました。それは、地域経済にやさしく中小企業や市民など借り手にとって円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす運動です。大阪同友会は府下自治体の各議会に対して、「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を実施し、大阪府議会をはじめ府下38議会（86%）で採択頂き、その理解を広げることができました。その運動もあり、「連帯保証人制度の撤廃」（2006年）、経営者の個人保証のない融資が可能となる「経営者保証に関するガイドライン」（2014年）、「金融仲介機能のベンチマーク」（2016年）が政府から発表され金融行政方針が変わってきました。そして、金融システムの問題だけでなく、中小企業の自助努力が報われるよう根本的な仕組みづくりが必要ではないか、と私たちの問題意識は発展しました。折しも、2000年には「EU小企業憲章（リスボン憲章）」（EU理事会）や日本政府を含む48ヶ国によって「OECD中小企業政策に関するボローニャ憲章」（第1回OECD中小企業大臣会合）が相次いで採択され、さらに2004年6月、「イスタンブール閣僚宣言」（第2回OECD中小企業大臣会合）でボローニャ憲章が改めて評価されるなど、この間、世界的に中小企業の重要性が強調されてきました。中小企業家同友会では2003年7月から日本独自の中小企業憲章の研究にとりかかり、2008年にはブリュッセルのEU本部を訪問、EU企業産業総局と懇談するなど、中小企業憲章の制定運動に注力しました。地方自治体においては中小企業振興基本条例の制定や改定に向け全国的に運動を展開しています（2020年2月現在、46都道府県323市17区158町20村で条例制定、大阪では1府14市で制定）。2010年2月には中小企業庁内に「中小企業憲章に関する研究会」が立ち上がり、中小企業家同友会の会員もその研究会のメンバーとして召集され、中小企業憲章の制定に向けた議論が一気に進みました。そして2010年6月18日、ついに中小企業憲章が閣議決定されました。

現在、この憲章を閣議決定にとどめず国民の総意として位置付けられる国会決議をめざし、2012年から毎年、衆議院議員会館など国会周辺の施設にて200名規模の会議を開催しています。その会議には中小企業庁長官はじめ、衆参両院から与野党の国會議員、中小企業関係4団体²の皆様にもご出席いただき賛同の輪を広げています。中小企業を軸とした経済政策を戦略的に立案するために首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置すること、中小企業庁を中小企業省に昇格させ中小企業担当大臣を設置すること、中小企業憲章を普及するキャンペーンを行うこと、「中小企業の日」を制定することなどを政府に提案し、全国の同友会の仲間とともにその実現のため運動を展開しています。その結果2019年4月、「7月20日を中小企業の日とする」「7月を中小企業魅力発信月間とする」ことが決定され中小企業庁から発表されました。

上記の経過や私たちの運動を踏まえ、次の基本姿勢・行動指針に基づいて要望と提言を行うものです。

中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

- 1、私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- 2、私たちは、経営指針の確立と全社の実践に努力し、21世紀型中小企業（①お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、②労使の信頼関係が確立された士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- 3、私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- 4、私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- 5、私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人材育成と次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

（中小企業家同友会全国協議会；「国の政策に対する中小企業家の要望と提言」より）

以上の認識に基づいて、ここに中小企業政策に関する要望と提言を提出する次第です。関係各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

（2020年4月1日現在）

資本金額	会員数	%	社員数（パート含）	会員数	%	業種	会員数	%
～499万円	435	19.2	0～4人	847	37.3	製造業	648	28.5
500～999万円	158	7.0	5～9人	474	20.9	建設業	210	9.3
1000～1999万円	768	33.8	10～19人	377	16.6	情報通信・印刷業	94	4.1
2000～2999万円	139	6.1	20～29人	189	8.3	運輸・倉庫業	75	3.3
3000～4999万円	150	6.6	30～49人	183	8.1	卸・小売業	303	13.3
35000～99999万円	78	3.4	50～99人	113	5.0	専門家	437	19.3
1億円～	34	1.5	100人以上	87	3.8	サービス業	503	22.2
個人	508	22.4				その他	0	0
合計	2270	100.0	合計	2270	100.0	合計	2270	100.0

¹ 近畿鍛工品事業協同組合専務理事森田綾雄氏、関西磨棒鋼工業協同組合事務局長木下重信氏、淀川金属工業協同組合専務理事北山彌三郎氏らが、大阪中小企業団体中央会鉄鋼機械金属協議会の役員に呼びかけ、1958年9月19日午後2時から大阪市北区の堂ビル清交社において設立総会を開催。初代表幹事に森田綾雄氏、木下重信氏を選出。17名の会員でスタートしました。（創立40周年記念「大阪府中小企業家同友会小史」より《1998年4月刊》）

² 日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、全国商店街振興組合連合会

2021 年度（令和 3 年度）の重点要望

（A）中小企業施策を推進する行政の取り組みに対する要望と提言

「中小企業の日」の意義を府民に広報し、「中小企業の日」及び「中小企業魅力発信月間」にふさわしい具体策を実施されたい。（要望提言項目 1 参照）

【新型コロナウイルス対策として早急な対応を要望提言する項目】

（B）中小企業を取り巻くコロナ禍での国内外のビジネス環境の改善に関する要望と提言

①大阪における国内のビジネスに関して、コロナ禍による廃業・倒産・休業が急増している厳しい現状を打開するための抜本的な施策を講じるとともに、顧客や売り上げの激減など直接的な打撃を受けている飲食業、宿泊業、旅行業など中小企業に対して、効果的な支援策を実施されたい。（要望提言項目 20 参照）

②大阪における国際ビジネスについても大きな影響を及ぼしているなか、ビジネス旅客に対する新型コロナウイルス検疫体制の強化対策、及び、渡航制限による障壁を緩和するビジネス活性化策について国に要望するとともに、大阪府としての独自の取り組みを実施されたい。

（要望提言項目 7、8 参照）

（C）中小企業の雇用問題の観点から、大阪の将来の人材となる学生などへのコロナ禍での支援に関する要望と提言

コロナ禍の中、オンライン授業などで学生への負担は増大しており、その結果、休学や退学に追い込まれる学生も多い現状であることから、学費減免や授業料減免等の支援策の実施と共に大学当局へ支援策の要請を実施されたい。（要望提言項目 19 参照）

（D）中小企業を取り巻く環境のウイズコロナ・アフターコロナを見据えた要望と提言

大阪の活性化の大きなイベントとして位置づけられているカジノを基軸とする I R の推進はいったん白紙に戻し、大阪・関西万博に関する計画は、コロナ禍による影響を踏まえて見直し、大阪府経済の内需拡大や中小企業の活性化を軸として早急に検討されたい。

（要望提言項目 12 参照）

大阪経済の現状認識と中小企業に対する考え方について

大阪経済は、2019 年 10 月の消費税増税（8%から 10%）による影響に加えて、2020 年初頭からの新型コロナウイルスの感染拡大により極めて厳しい状況にあります。これまで大阪府の人口減少問題（2040 年には約 150 万人の人口が消失する可能性も中小企業白書にて指摘されています）、貧富の格差の増大、雇用の不安定化、生活保護世帯の増加などの重大な問題がある中で、消費税増税とコロナ禍問題により、大阪の経済は深刻な現実と直面することとなっています。今後は、企業の倒産や廃業が加速度的に増加するとの予測もあります。

「中小企業のまち」大阪におけるこのような極めて厳しい現状を踏まえて、大阪府政は大きな転換が迫られています。インバウンド観光への偏重、I R や万博などのイベント型の景気対策から、地域密着型、地域の内需拡大型の政策への転換が急務であると考えられます。その中で、地域の生活、地域の雇用、地域の若者を守り育てていくことができる存在として、中小企業が果たす役割はとて大きいです。

中小企業憲章（2010 年閣議決定）の前文に記載されている通り「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」存在として、さらに、大阪府中小企業振興基本条例（2010 年大阪府議会にて議決）の理念に基づき、大阪府、金融機関、教育機関、地域の人々とも連携をはかりつつ、この難局とともに力をあわせて立ち向かうことが、もっとも求められています。

1. 大阪府中小企業振興基本条例に関する要望と提言

要望提言項目 1 : 「中小企業の日」の意義を府民に広報し、「中小企業の日」及び「中小企業魅力発信月間」に大阪府独自の取り組みを実施と、大阪同友会の企画をご支援されたい

2019 年 6 月に政府において制定された「中小企業の日(7 月 20 日)」「中小企業魅力発信月間(7 月)」を受けて、大阪府中小企業家同友会(以下、大阪同友会)では、本年 7 月 18 日(土)、大阪産業創造館において「憲章・条例推進月間企画」の開催を予定していましたが、コロナ禍の影響で来年の 2021 年 7 月 17 日(土)に延期して開催する予定です。

- ① 大阪府として、「中小企業振興基本条例」の制定(2010 年 6 月)の精神を踏まえて、しかるべきタイミングで大阪同友会の月間企画への後援と広報・告知してください。
- ② 上記の企画に対して、大阪府としてブースを **ご用意します**ので、大阪府としての中小企業支援施策を PR してください。
- ③ 府立高校、府立大学等大阪府の関係する組織において「中小企業の日」についての広報と告知してください。
- ④ 「中小企業の日」「中小企業魅力発信月間」について、大阪府としての独自の取り組みについて検討してください。

要望提言項目 2 : 「中小企業担当副知事」を新設するとともに、「産業化戦略センター」の機能を明らかにされたい

大阪府として中小企業施策を一体的かつ横断的に推進するため、以下の施策について検討とその具体化をお願いします。

- ① 大阪府産業振興機構と大阪市都市型産業振興センターが統合されて大阪産業局ができましたが、組織統合前と比較してどのような効果が生まれたのか、具体的に教えてください。
- ② 産業化戦略センターによる具体的な成果(エビデンス)はあったのか、具体的な成果があれば教えてください。
- ③ SDGs ビジネスの創出・成長支援の具体的施策として、どんなことを考えておられるか教えてください。
- ④ 大阪府、大阪市、大阪商工会議所と連携した「実証事業推進チーム」の具体的取り組みとは、どんなことでしょうか。2025 年大阪・関西万博との関連、「リビング・ラボ」の具体的取り組みについても説明してください。

要望提言項目 3 : 中小企業への訪問の強化と訪問調査結果の評価・公表されたい

- ① 過去 3 年間(2018 年度～2020 年度)において、大阪府としての中小企業訪問件数は、何件でしたか。訪問調査による成果を、大阪府の施策にどのように生かされたのでしょうか。具体的事例があれば教えてください。

2. 中小企業が活躍しやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目 4 : 高校生の企業定着率向上のための具体的措置を実施されたい

高校求人において企業側と高校生のミスマッチは少なくありません。ミスマッチを少なくし高校生の企業定着率を高めることが求められています。定着率を高めるための措置として、各高校に次の内容を実施すること、及び、その実施事例を共有できる仕組みづくりを行ってください。

- ① 高校生の就職をめぐる状況の変化を踏まえ、高校生が中小企業を知る多様な機会をつくることなど以下の措置

を講じてください。

- ・「1人2社制」を見直し進路選択が自由にできる措置
 - ・適正についてお互いに情報交換ができる措置
 - ・地域の様々な中小企業を知る機会の提供（例えば、同友会が開催している“魅力ある企業の仕事説明会”などへの協力や支援、PR など）
- ② 校長先生や進路指導の先生方などキャリア教育、企業研修（インターンシップ含む）の充実を図るため、以下の取り組みを検討・実施してください。
- ・進路担当教員及び初任者教員のための企業見学会の開催
 - ・校長先生と企業との懇談会の開催

要望提言項目 5：大阪労働局が行う合同企業説明会を地域別に複数開催されたい

大阪府が大阪労働局（厚生労働省）と共に主催している「合同求人説明会」は、府下の高校卒業予定者を対象に11月頃、2月頃に開催されています。愛知県では同様の説明会を開催地域も分散させ、年4回開催しています。大阪府における高卒者の就職率は近畿で最下位、全国でもワースト2位という状況や若年層の府外流出を勘案すると開催増加は急務です。参加企業もここ数年、11月実施約114社、2月実施約33社（平成29年11月112社/2月34社、平成30年11月119社/2月33社、令和元年11月112社/2月34社）と限られ、応募した企業の多くが抽選で落とされるだけでなく、学生の選択肢が狭められることになります。

- ① 主催者の大阪府として、地域別に複数回開催するよう大阪労働局とも協議し、早急に対策を講じてください。

要望提言項目 6：「優越的地位の濫用」行為に対する厳しい監視及び対応を実施されたい

消費税増税の問題、新型コロナウイルス感染拡大の問題など厳しい社会情勢の中、中小企業を取り巻く環境は極めて深刻な状況となっています。このような状況において、大企業による「優越的地位の濫用」を厳しく取り締まるのが急務となっています。「優越的地位の濫用」を受ける事業者は、大企業や親事業者に対して不公平な弱い立場にあります。そのことを的確な認識をいただくとともに、中小企業庁の「下請けかけこみ寺」や下請けGメンによる親事業者への指導がさらに改善されるよう要望します。

- ① 国に対して、その監視組織である公正取引委員会大阪事務所ならびに近畿経済産業局の下請法検査官のマンパワーの増強を強く要望してください。
- ② 「優越的地位の濫用」を行った事業者に対して、例えば「公的取引の1年間の停止」などの具体的な厳しい処分を行うようにしてください。
- ③ 「中小企業のまち」大阪府として、「優越的地位の濫用」行為の完全一掃を宣言してください。
- ④ その取り組みとして大阪産業局が中小企業庁から委託を受けて実施しているMOBIOの「下請けかけこみ寺」の人員を強化してください。
- ⑤ 不法行為に対する告発者の匿名性と相談者の地位の確保を明確にした「下請け目安箱」のようなシステムの構築してください。
- ⑥ 大阪府として不正な取り引きに関する調査を実施してください。

要望提言項目 7：ビジネス旅客に対する新型コロナウイルスの検疫体制を強化する対

策を、国に要望しつつ大阪府としての取り組みを実施されたい

企業の海外ビジネス展開には、契約の交渉や信頼関係の構築のため、対面コミュニケーションが不可欠であります。新型コロナウイルスの感染状況を^見ながら、一定の出入国規制を今後も継続しつつビジネス旅客の出入国は段階的に緩和していくことが望まれます。

- ① 関西空港からの入国がスムーズにできるよう検査体制を充実させ、施設での一時滞在が必要な方には快適で不自由のない環境を提供するなど、感染拡大を防ぎながらビジネス交流を円滑に進めるための対策を実施してください。

要望提言項目 8：渡航制限による障壁を緩和するビジネス活性化策について、検討・実施されたい

新型コロナウイルス感染拡大防止のための渡航制限は一部緩和される見込みはあるものの、完全に撤廃されるまでにはかなりの時間を要するものと思われます。平成 31 年 4 月には大阪産業局・国際ビジネスサポートセンターが開設されていますが、同センターを活用したビジネス活性化策について以下の項目を要望します。

- ① 国際ビジネスサポートセンター事業を充実させてください。
- ② ジェトロ等各機関の協力も得ながら、海外渡航できない事業者にとって、海外の情報収集や商談の仲介、web による現地からのセミナーなどの形で、国際ビジネス活性化策を講じてください。

3. 金融と税制に関する要望と提言

要望提言項目 9：信用保証協会のリーダーシップの発揮を促されたい

いわゆるゼロゼロ融資や劣後ローンなどの金融政策が始まっていますが、一部の金融機関ではゼロゼロ融資などを提示する見返りに社債などの抱き合わせ販売をしているところがあります。

金融機関は金融面だけでなく、銀行法の目的にあるように「銀行の業務の公共性に^鑑み、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、国民経済の健全な発展に資すること」とあります。国民経済の健全な発展に資することが重要です。

一部地銀の、優越的立場を利用した、目的を逸した行動は慎んで^{いた}^だかねばなりません。

また、信用保証協会には銀行経由の融資案件がきていますが、ほとんどが新規案件と聞いています。企業の事業性を理解できる金融機関が少なくなっている現状では、信用保証協会がリーダーシップを発揮して金融機関を指導する立場にあります。

- ① 金融機関に対して事業性の見方や決算書の読み方、そして銀行の目的の周知などを実施してください。
- ② コロナ下における厳しい状況を乗り越えるため、信用保証協会がリーダーシップを発揮して、金融面の支援だけに終わらず、事業性を踏まえた事業に対する支援が行えるよう金融機関へ指導してください。

要望提言項目 10：法人事業税における外形標準課税の適用範囲拡大は、絶対にしないよう継続して国に要望されたい

中小企業関係 4 団体や同友会の強い要望により外形標準課税適用範囲拡大は見送られています。しかし政府税調や財務省には中小企業は税など社会的負担をしていないかのような一面的な見方が根強くあります。実際には、賃金からは所得税や府市民税、固定資産税などが支払われ、会社自体も固定資産税や社会保険料を支払うなど中小企業は応分の社会的負担をしています。外形標準課税の対象が中小企業まで拡大されると、従業員への給与総

額や資本金などが新たな課税対象となり負担が増大、ひいては地域での雇用維持も難しくなります。中小企業にも賃上げの機運が広がり、労働条件の改善が進み始めた矢先に、このような増税は景気回復の芽を摘むことになります。

- ① 現在、大阪府の法人事業税の一部が外形標準課税化されていますが、資本金 1 億円以下への適用範囲拡大は絶対にしないよう国に対して強く要望してください。

4. 持続可能な大阪をつくるための要望と提言

要望提言項目 11：府が実施した「新型コロナウイルス感染症に関する府内企業の実態調査」（2020 年 8 月 31 日速報発表）を踏まえて、どのような中小企業施策を進めようとしているかを早急にとりまとめ、情報公開を実施されたい。

- ① これまで売上高減少などの影響が大きい業種業態の事業者への継続的な支援の検討、実施してください。
- ② 今後予測される影響が大きくなる業種業態の事業者への支援を検討、実施してください。
- ③ 今後 3 年程度影響が続くと予測される中、大阪府としてどのような中長期的な支援策を行うかを検討し、早期にその方針と施策を実施してください。

要望提言項目 12：カジノを基軸とする I R の推進を抜本的に見直すと共に、大阪・関西万博に関する計画は、コロナ禍の影響を踏まえて再考するなど、大阪府経済の内需拡大や中小企業の活性化を軸として早急に見直しをされたい

新型コロナの影響により、大阪におけるインバウンドに関する施策の方向性は大きく変えざるえない状況にあります。インバウンドによる大阪活性化の大きなイベントとして期待されカジノを含む I R や大阪・関西万博については抜本的な見直しが急務であると思われます。特にカジノを含む I R については、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大して人々の移動が大きく制約されており、カジノ事業者の大阪進出断念などの状況を考慮して、**こちら**も抜本的に見直すことが必要と考えます。また、大阪・関西万博についても、人類の生存に係る医学や感染症などの研究、医薬や治療法の開発、この分野での国際協力をテーマとした万博の開催を探究していくことが必要と考えます。

- ① I R については、カジノを基軸とした計画を見直し、内需活性化を中心とした計画への移行を提案します。それが難しい場合は、I R 計画からの撤退も視野に入れて検討してください。
- ② 大阪・関西万博については、大阪夢洲を中心に約 2800 万人が来場する計画となっていますが、アフターコロナの社会でこの数値の見直しは必須であると考えられます。①と同様に大阪の内需活性化施策を中心とし、関西の主要研究開発拠点や既成都心地域と連携した新たな万博のあり方を検討することを提案します。2025 年は目の前です。早急に見直してください。

要望提言項目 13：地震や集中豪雨等の頻発する災害などに対する中小企業との具体的な制度や支援を実施されたい

震災発生により想定される帰宅困難者の支援は全府民、企業、行政に直結する課題です。平成 26 年 6 月に設置された「帰宅困難者支援に関する協議会」で公示されたガイドラインの内容は、企業の責務が具体的に示され、実施には一企業の枠を超えた関係諸団体との事前準備が必要です。これを鑑みて以下の 3 点を要望提言します。

- ① 同ガイドライン 5 では、被災者支援・復旧活動に努めることが望ましいとありますが、業種によっては重機の

提供、食料の放出など現業の資源を転用した支援を検討の余地ありとする企業はあります。このような地元で転用可能なノウハウ、資産の情報を集約し事前折衝及び提供時の経済的補填を制度化してください。

- ② 同ガイドライン 8 では、地域防災活動への積極的な参加促進を推奨しています。災害時の地域における被災者支援・復旧活動へ従業員の参加を促すためには、事前の他団体との協議が必要となります。このような機会提供の推進役として行政の部署等を設置してください。
- ③ また一斉帰宅の抑制策は、関係する企業や府民が相当数になりますが、一般的な認知に至っていないのが現状です。告知ポスターを制作された効果測定を公表いただきたい。不十分との認識があればガイドラインに示した内容の実現のために、地元企業に求める具体的内容を教示してください。

要望提言項目 14：中小企業の BCP 策定支援についてその具体的推進策を実施されたい

BCP 啓蒙の足掛かりとして期待される事業継続力強化計画の府内認定企業が 2020 年 3 月段階で 372 件に急伸びています。経済産業省及び中小企業庁が事業継続力強化計画の認定に注力したものと思われます。

また、同案件は大阪府中小企業家同友会が実施した産官学連携の BCP 勉強会（中河内ブロックにて実施）の検証結果から、地域住民も巻き込んだ連携した取り組みが有効であると考えます。例えば、各校区に設けられる被災地避難所の長と該当する地域企業が平常的に意見交換し準備を進める機会設定などを推進するため、大阪府と市町村等の地方自治体が役割を発揮することがふさわしいと考えます。

- ① BCP 策定支援に連動した施策を大阪府として実施されたのか否か、されていれば具体的実施内容を開示ください。
- ② 上記項目において実施が現在ない場合、具体的な推進策について大阪府として取り組んでください。

要望提言項目 15：官公需における中小企業発注比率(金額ベース)を拡大されたい

平成 29 年度の発注比率は、件数ベースで 89.0%、金額ベースで 69.5%の現状であり、年々上昇の傾向にあります。またさらに、これまでのような建設工事などを中心とした発注だけでなく IT 案件なども可能な限り分離分割発注し、IT 関連の中小企業にも仕事が広がる仕組みを作ってください。岡山県では、「特定中小企業等優先発注制度」を創設、IT ベンチャー企業に対して役務を優先発注する仕組みをつくっています。

- ① 引き続きこの傾向を維持するとともに IT 関連の中小企業にも仕事が広がる仕組みを作ってください。

要望提言項目 16：省エネ、再生可能エネルギーに取り組む中小企業への支援制度策を拡充されたい

「大阪府市エネルギー戦略の提言」では、原発依存からの脱却、省エネとその技術革新、再生可能エネルギーの重点化などが指摘されています。「パリ協定」の精神からも地球温暖化対策は急務です。一方、省エネや再生可能エネルギーに取り組む中小企業にとって、廃棄物処理の高騰や再生エネルギーの活用コストの増大など、企業への負担となるケースが増えています。

- ① これらの現状を踏まえて再生エネルギーの活用に取り組む企業への支援制度の構築及び拡充について検討・実施してください。

要望提言項目 17：関西電力に対し電力料金をこれ以上値上げしないよう継続して要望されたい

- ① 電力料金の値上がりは、特に製造業を中心に大きな負担となります。大阪府として、関西電力に対し徹底した

企業努力を求めるとともに、これ以上値上げしないよう引き続き強く要請してください。

要望提言項目 18：保育の質と量を高めるための基礎調査を実施されたい

待機児童数については厚生労働省ベースの市町村調査結果の集計では減少傾向にあります。しかし一方で、保育の質と量の問題が顕在化してきています。特に質の問題については様々なメディアで取り上げられ、大きな社会問題になっています。厚生労働省では、保育の質について特に「内容」・「環境」・「人材」の 3 つの観点が考えられており、それぞれの観点に関連して基準等を定め、質の確保を図ると共に、質の向上に資する取組みの推進を図ることを必要としています。大阪府の各保育施設においても、その質について実態の把握を早急に行うことが必要と考えます。保育士 2 名での巡回、指導・助言とのことですが、大阪府全体の保育の質の向上という意味では、十分とは言えません。

- ① 巡回・指導・助言を行う保育士を増員してください。
- ② アンケート調査や聞き取り調査などの基礎調査を行い、保育所への入所を希望する児童数、保育の質向上に対する保護者など社会のニーズを具体的に把握し、その結果を公表してください。

要望提言項目 19：大阪府独自の奨学金支援制度の創設、及び、対象となる社員の住民税を非課税にされたい

大学生の 2 人に 1 人が多額の奨学金（借金）を背負い、社会人になってからその返済負担に苦慮し、平成 26 年度で約 2491 億円もの延滞を生じていることが社会問題になっています。このような状況を受け、人材確保と定着、福利厚生のため、奨学金返済中の社員に対して、勤続期間等一定の要件の下で当該社員の奨学金返済額の一部を支給・援助する制度を導入する中小企業が増えています。そして、このような奨学金返済支援制度を導入している中小企業に対し、その支援額の一部を助成する新制度を創設ないし検討中の自治体が全国的に広がっています（奈良県、和歌山県、京都府、神戸市、大東市、和泉市など全国 27 都府県 33 市で実施、昨年より 7 県 12 市増加）。大阪府においては、22～25 歳の新規大卒・院卒就職年齢層の人口が顕著に減少する（主に首都圏に流出する）という厳しい事態が生じており、地元中小企業支援のみでなく、若年人口の府外流出防止のためにも、上記趣旨の中小企業助成制度を創設してください。同時に、中小企業から対象となる社員に対する支給・援助金を非課税特例扱いとし、住民税を非課税とする処置を講じてください。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）において、「奨学金を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取り組み等を推進する」とされています。地方公共団体と地元産業界が協力し、地元企業に就業した方の奨学金返還を支援するための基金を造成することの必要性も述べられています。

新型コロナウイルス感染拡大によって、大学生の就学環境は大変厳しくなっています。アルバイト先の仕事の減少、保護者の経済的困窮、大学での講義のオンライン化やクラブ活動困難など、退学や休学を余儀なくされる学生が急増しています。こうした事態に対して、大阪府としてとりうる学生支援策を検討、実施が求められています。

- ① 奨学金返済に係る問題はもはや国において検討される課題だけではなく、大阪府としても取り組む課題であるとともに、「自己責任」「自力返済」との考え方だけで解決される問題ではないということをご理解いただきたい。どのようなお考えかの回答してください。
- ② そのうえで、大阪府として奨学金返済に関する支援制度を早急に検討、実施してください。
- ③ コロナ禍の中、オンライン授業などで学生への負担は増大しており、その結果、休学や退学に追い込まれる学生も多い現状であることから、学費減免や授業料減免等の支援策の実施と共に、大学当局への支援策を要請し

てください。

5. 各業界からの要望と提言

（１）中小旅行者に対する支援策について

要望提言項目 20：コロナ禍により壊滅的な打撃を受けている中小企業に直接的な効果のある支援策を実施されたい

新型コロナウイルス感染症問題でかつてない売り上げ減に陥った観光産業、とりわけ第二種、第三種の中小旅行者の落ち込みは、３月以降９０％以上の落ち込みになっていると考えられます。

海外旅行がこれから数年は挽回が難しいと考えられる中、７月にGOTO トラベルキャンペーンが開始されましたが、コロナ感染危惧のため、政府の思惑通りの売り上げが伸びていない状況です。

- ① 旅行者への支援で旅行需要の回復を目指すのが国の方針と捉えるなら、大阪府独自で大阪府認可の二種、三種の中小旅行社に直接的な支援を構築してください。

【例えば、団体旅行（１５名以上）取扱人員により¥500、個人旅行（１４名まで）取扱人員により¥1,000 程度助成金を支出する※人員算出の根拠は特別補償保険、災害補償制度（保険）の発券人員等で容易に正確にカウントすることができる。仮称「がんばれ！なにわの添乗員」「がんばれ！なにわの地域旅行社」キャンペーンなど】

（２）IT 事業者に対する支援策について

要望提言項目 21：中小 IT 企業を紹介・展示する場（フェア等）を開催されたい

中小 IT 企業を一般企業に紹介するフェアは大手企業が実施していますが、参加費等が高く気軽に利用できるものにはなっていません。そこで年に数回、大阪府主催で安価に一般企業に対する中小 IT 企業の製品・サービスを、紹介・展示する場（フェア等）が設置されれば、行政の信頼性もあり、中小 IT 企業の振興及び一般企業の IT 化・生産性向上につながるものと考えます。2019 年 8 月には「大阪府 AI・IoT 推進コンソーシアム」が創設されました。

- ① 大阪府主催の中小 IT 企業フェアを提案・開催してください。

（３）食品業者に対する支援策について

要望提言項目 22：府立高校はじめ府の各施設の食堂事業に関して安心安全で安価な食事が提供できるよう、民間委託事業の改善を図られたい

現在、府立高校はじめ府の各施設への食堂事業を民間に委託する入札制度があります。しかし、厨房面積等に応じた利用料や水光熱費などの諸費用を事業者が一切負担するという条件などがあり、実際には受注しても採算が合わないことから、事業者が決まらない状況生まれています。最近では地域によっては利用者（生徒、先生等）も減っている状況で、現行取引している事業者は赤字が続き、ますます継続が難しい現状にあります。このままでは、高校における学校給食調理業務委託事業は存続の危機にあると危惧されます。府立高校の食堂事業は単なる営利事業ではなく、生徒や教職員に限定した学校内の福利厚生的な意味合いがあり、かつ子供の健康（食育基本法の理念）を考える上で良質・安価な食事の提供は健全な子供を育てるという点から何より重要なことです。

大阪府行財産使用料条例の第 6 条の 3 には「府の職員、府立の学校に存学する者、府立の病院その他の施設に入院し、又は入所している者等の福利厚生のための施設として使用させるとき」に減額または免除することがで

きると記載されており、減免だけでなく免除も可能と考えられます。これにより、厳しい状況にある学校給食調理業務委託事業の改善も進むと思われます。

また、大阪府税の納入や地域貢献を実施し、府内の地域づくりへの貢献を行っている大阪府内事業者の評価を適切に行うことは大阪府内の中小企業が参入しやすくなるだけでなく、互いの企業努力と競争力が強化され生産性向上にも寄与し地元の雇用拡大にもつながります。以上の観点から次の改善策を実施してください。

- ① 府立高校における良質・安価で安全な食堂事業が提供できるよう厨房面積等に応じた利用料や水光熱費などの諸費用は公費で賄ってください。
- ② 府立高校や府の各施設の給食業務等の入札においては、大阪府内に立地していることや、例えば地元農産物の活用や無農薬無添加の食材づくりに努力していること、地域内での経済循環や地域貢献の度合い、地元での実績等を勘案するなど、大阪府内の中小食堂事業者をできるだけ優先的に選定することができるよう、価格だけでなく多様な評価基準をもとに決定するように要請してください。